10.33

意匠法第4条第3項にいう「証明する書面」として、出願人自らが 作成した証書等が提出された場合の取扱い

出願人自らが作成したいわゆる証明書(自らが証明者として署名したもの)(注)のみが提出された意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠法3条第1項第1号又は同条同項第2号に該当するに至った意匠については、同規定の適用を認めず審査を進める。

ただし、「証明する書面」を補充することができるものとする。

(説明)

意匠法第4条第3項の「証明する書面」として提出されたものであっても出願人自らが公開事実を証明する書面は、その事実の存在を客観的に判断し確信を抱かせる根拠としては十分なものとは言い難いものであるから、同条第3項にいう「証明する書面」として扱わないものとする。いわゆる「証明書」による場合は、本人以外の者の証明を必要とする。

しかし、同法第4条第2項の規定において例外事由とされる公開行為は多岐にわたり、出願人が短期間に立証することに困難を伴うものがあると考えられるから、出願人自らが公開事実を証明する書面のみが提出されている場合には、「証明する書面」の範囲内で、その公開事実の存在につき心証を得ることのできる資料を補充する機会を与えることとした。

(注)宜誓書の形式のものも含む。

参考判決:東京高裁平成4年(ラ)第19号「自動車用ホイール」 判決日平成4年9月8日

「意匠が右条項(意4条2項)に規定する意匠であることを、意匠登録出願人自身が作成した書面のみで認定することは、一般には客観性が担保されないため相当ではないが、だからといって、右事項が第三者の作成した書面のみによって直接的に証明されなければならないと解するのは相当でなく、意匠登録出願人自身が作成した書面が提出されている場合には、これと第三者が作成した書面を総合的に判断して、<u>右事項が肯認し得る程度に証明されていれば足りる</u>ものと解するのが相当である。」